

国民健康保険の減免制度

非自発的失業者の保険料を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②③の要件をすべて満たす人です。(申請必要)

- ▽要件 ①平成21年3月31日以前に失業②退職時点65歳未満③雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
- ▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の軽減を行います。

納税課からのお知らせ

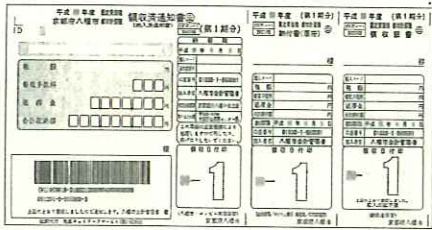
市税は納期限内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期限内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。

■市税の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税	5月・7月・9月・11月
都市計画税	6月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。



コンビニでは

- 納付書は1枚ずつレジに出してください。
- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。
- 納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
- バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
- 納期限を過ぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

【軽減例】
(例1)平成21年3月31日から22年3月30日まで失業した人：平成22年度の保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減
(例2)平成22年3月31日から23年3月30日まで失業した人：離職日翌日の

属する月から平成23年度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例3)平成23年3月31日から24年3月30日まで失業した人：離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

一部負担金の減免等

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間(原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月))

▽要件 ①保険料に滞納がない②加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内③その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

一部取り扱えない金融機関あり。取り扱いできる金融機関等は納付書の裏面に記載していますのでご覧ください。

納付書は納期限内に納めましょう

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

便利な

口座振替の利用を

預金残高を

口座振替を利用の場合、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法(期別または全期前納)を記載していただきます。振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で

口座振替

できなかつたら

口座振替できなかった納期の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

納付が困難なときは

災害や病氣、けが、事業の廃止や休止、失業などにより市税を納期限までに納めることができない人は、各市税の第1期納期限(固定資産税は5月31日、市・府民税は6月30日)までに納税課へご相談ください。

納税課へご相談ください。

◆問い合わせ 納税課

質問

災害時の給水場所はどこですか。

○回答

断水の際の給水場所は決まっております。災害の状況によっていろいろに変わるからです。万一の場合は、新防災行政無線や広報車により給水場所をお知らせします。ご安心ください。

東日本大震災が発生して1カ月半が過ぎました。行方不明の方もまだまだたくさんいます。復興もまだまだ時間がかかります。被災された方の悲痛は推し量ることができません。出来る限りの支援をしていこうと思っています。

◆問い合わせ 秘書広報課

あなたの意見・提案をお寄せください

■平成22年度に寄せられた意見・提案等

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備	39
福祉・健康・子育て	22
公共施設・財政・政策全般	12
環境	10
教育・文化	9
市職員	9
商工業・観光	5
消防・防災	1
その他	24
計	131



まちづくり、福祉、教育から、広報やわた等の個別事務事業まで、お気付きのことがありましたら、「やわた」ご意見(「やわた」ご意見)に「やわた」ご意見(「やわた」ご意見)をお寄せください。また公民館等に記入用紙(切手不要)があります。郵送または、そのままだA4送信(☎982-7988)してください。市のホームページからメール送信することもできます。

◆問い合わせ 秘書広報課

あなたとわたしの防災対策

■ 向こう三軒両隣 ■

今月は「共助」についてご紹介します。

阪神・淡路大震災のとき、家屋の倒壊で閉じ込められた人の大半が、自分自身や家族による「自助」、ご近所の助け合いによる「共助」で救出されています。

最近、隣近所のおつきあいが希薄になってきていると言われますが、皆さんはいかがですか。大きな災害が起きたとき、ご近所で助け合いができるような関係を築かれていますか。市内の多くの地域では、色々な行事など、自治会活動を通して「共助」の関係を築いていただ

ています。自治会活動に積極的に参加することで「共助」が生まれます。

皆さんご自身も誰かを見守り、また、誰かが皆さんを見守り、助けてくれる環境を築きましょう。

なお、自治会がない地域の人につきましては、お隣をはじめ、ご近所の人とできるだけ、会話や声掛けをして、「向こう三軒両隣」の関係を築きましょう。

災害は、いつ起こるかわかりません。「共助」の関係を築くのは、あなた自身です。

◆問い合わせ 総務課

新防災行政無線の運用を開始!



これまで整備を進めてきました新防災行政無線が完成し、4月より運用を開始しました。



緊急事態が起きた時には、市役所からの一斉放送により、皆さんに情報をお知らせすることが可能となりました。放送は、次の内容を予定しています。

- 災害時等の緊急放送(避難勧告等の情報や国民保護に係る有事関連情報等)
 - 平常時の放送(不審情報などの防犯情報や行政情報)
- ※なお、災害時等の緊急放送については、最大音量にて放送しますが、それ以外の放送については、音量を制御して放送します。
- ◆問い合わせ 総務課

東日本大震災関連

被災地から市内に避難された皆さんへ

府内受入被災者登録制度

京都府では、東日本大震災で被災し、府内に避難して来られた皆さんと被災地をつなぐために「府内受入被災者登録制度」を創設し、各市町村の窓口で現住所や連絡先等の登録を受け付けています。登録されれば、府が集約して以前居住されていた自治体に情報を提供し、被災地の自治体が、皆さんに必要な支援情報を提供します。

- 主な支援情報
- ▽税や保険料の減免・猶予
- ・期限延長等の通知
- ▽住宅支援の状況
- ▽見舞金や義援金等の給付

八幡市の相談・登録窓口は、総務課です。現在、居住されている市内の住所等の情報をお知らせください。

◆問い合わせ 総務課

下水道使用可能区域が拡大 トイレの水流化をお願いします

平成23年4月から、下水道を使用できる地域が拡大しました。拡大した地域は次のとおりです。

- ▼八幡地区Ⅱ高坊Ⅰ石不動、盛戸、久保田、一ノ坪、御幸谷の各一部
- 下水道が整備された地域は下水道法により、水酸化が義務付けられています。できるだけ早く下水道接続工事をお願いします。下水道接続工事は「八幡市下水道排水設備指定工事業者」でなければなりません。

◆問い合わせ 総務課

●水洗化の融資
あっ旋制度
下水道接続工事資金の融資

◆問い合わせ 下水道課

義援金を 受け付けて います

市では、東日本大震災で被災された皆さんのため、義援金を募集しています。お預かりした義援金は全額、被災地に設置される予定の義援金募集委員会を通じて、被災者の皆さんに配分される予定です。

平成23年4月22日現在の義援金合計額は、846万2千414円です。ご支援



社会福祉協議会に募金を寄付する男山第一中学校生

・ご協力ありがとうございました。
引き続き、市役所と社会福祉協議会では、義援金を受け付けます。
◆問い合わせ 福祉総務課・社会福祉協議会



●水洗化奨励金
下水道の使用可能区域内になってから3年以内に下水道接続工事および申請をされ、市税や水道料金を滞納していない人で、①生活保護を受けている②市民税

◆問い合わせ 下水道課

ひたたくりに注意!

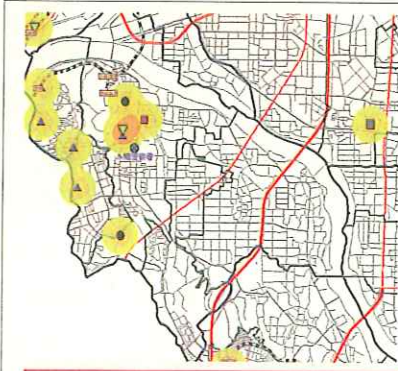
ひたたくり被害が増加しています!

被害防止策

- 物は道路と反対側に持ちましょう。
- 自転車の前カゴにはひたたくり防止ネットを取りつけましょう。
- 歩きながら携帯電話やメールを使用しないようにしましょう。
- 後方から近づくバイクには注意しましょう。
- なるべく明るく人通りの多い道を選びましょう。



不審者をみかけたら110番!



ひたたくり発生状況(23年1月~3月)
※濃い色ほど発生密度が高い

男山交番がリニューアル

男山交番(男山八里)が、このほど、新築されました。旧男山交番は、昭和49年に男山団地の治安を守るために開所されましたが、建築後36年が経過し、老朽化等が進んだため建て替えられました。新しい交番は、床面積が85坪の鉄骨2階建て。2階には市民の防犯活動の拠点にも使えるコミュニティルームが新設されました。

問い合わせ 八幡警察署 ☎981 0110